

件名	愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	道路維持課
根拠法令等	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第32条、第39条 道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）第7条
<p>【改正の概要】</p> <p>道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波避難施設が占用許可対象物件として追加されることなどから、県管理道路におけるこれら施設の占用料を徴収するため、愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正するものである。</p> <p>〔改正内容〕 道路占用許可対象物件として次の物件を追加し、占用料を定める。</p> <p>① 太陽光発電設備、風力発電設備 市の区域：1,000円/m²、町の区域：820円/m²</p> <p>② 津波避難施設 近傍類似の土地の時価×0.028</p> <p>③ 自動車専用道路などの連結路附属地（インターチェンジ敷地等）に設ける食事・購買施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの <ul style="list-style-type: none"> 市の区域：近傍類似の土地の時価×0.016 町の区域：近傍類似の土地の時価×0.02 ・上空に設けるもの：近傍類似の土地の時価×0.02 ・その他のもの：近傍類似の土地の時価×0.028 <p>④ 非常災害時に国、県等が設ける応急仮設建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの <ul style="list-style-type: none"> 市の区域：近傍類似の土地の時価×0.016 町の区域：近傍類似の土地の時価×0.02 ・上空に設けるもの：近傍類似の土地の時価×0.02 ・その他のもの：近傍類似の土地の時価×0.028 	
施行日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	